

通常申請・新入生一部早期給付2回目申請 よくあるご質問（FAQ）

No	項目	質問	回答
1	制度について	一部早期給付申請をしても、通常申請が必要か。	必要です。 特に、「新入生一部早期給付 2回目 」に申請しなければ、残額が支給されませんのでご注意ください。
2		学校を退学した。申請できるか。	令和8年7月1日時点で在学していれば、申請できます。
3		対象世帯ではないが、学校から案内が送られてきた。	学校によりますが、案内もれが無いように、対象でない方を含めた全保護者へ案内を送っていることがあります。ご承知おきください。
4	住所関係	7月2日以降に京都府外へ転居する。申請できるか。	令和8年7月1日現在、京都府に住所を有していれば申請できます。ただし、京都府より郵便をお送りすることがありますので、転居日・転居先の住所を申請書の空いたスペースにご記載いただくか、郵便局で郵便物の転送手続きをしてください。
5		保護者の一方が京都府以外の都道府県に在住している。申請できるか。	京都府が生活の本拠であり、他の都道府県で本給付金を申請しないのであれば、京都府に申請できます。
6		保護者が海外に在住しており、課税証明書等が取得できない。申請できるか。	住民税の額が確認できないため、本給付金の対象外となります。
7	申請者関係	親権者は存命だが、親権者以外の者が生徒の生計を維持している。誰が申請するか。	原則、生徒の親権者をご申請ください。ただし、DVや養育放棄等のやむを得ない事情がある場合は、生徒の生計を維持する方がご申請ください。
8		親権者は亡くなっている。誰が申請するか。	生徒の生計を維持する方がご申請ください。生徒が児童福祉施設等に入所し、施設長等が親権者となっている場合は、個別にご相談ください。
9		生徒が成人しており、保護者がいない。生徒本人が申請できるか。	生徒の生計を維持する方（配偶者等）がいれば、その方がご申請ください。生徒本人が生計を立てている場合は、生徒本人が申請できます。
10	振込関係 口座関係	申請者以外の口座を指定することは可能か。	『受領委任状（指定様式）』を申請書とあわせてご提出いただければ、可能です。ただし、学校が代理受領する場合は、学校経由でご相談ください。
11		通帳がないネット銀行の口座を指定する場合は何を貼付すればよいか。	銀行・支店名、預金種別、口座名義人、口座番号がわかる画面のスクリーンショットを印刷したものを貼付してください。
12		いつ振り込まれるか。	10月下旬以降を予定しておりますが、申請書類に不備がある場合は、後ろ倒しになる可能性があります。 振込日については、約1～2週間ほど前に郵便でお知らせいたしますが、振込の時間帯までは指定できないので、振込日は1日様子を見てください。
13		振込先に指定した口座を忘れた。教えてもらえるか。	個人情報保護の観点から、原則お伝えすることはできません。 普段使いしている口座を指定する等、対策をお願いいたします。万が一、どの口座にも入金を確認できなかった場合は、申請者ご本人からお問い合わせください。
14		支給されるまでに、指定した口座が使えなくなった。どのようにすればよいか。	振込先口座を変更する必要がありますので、『変更届（指定様式）』と『変更後の振込先口座の通帳等の写し』を一緒にご提出ください。場合によっては、振込日が後ろ倒しになる可能性があります。
15	課税証明書関係	課税証明書類の税額欄が空白であった。このまま提出して問題ないか。	住民税の「 所得割 」が何円か記載がない（＝空欄となっている）課税証明書類では、受付できません。税申告の上、住民税の「 所得割 」が0円と記載されている課税証明書類を提出してください。
16		住民税の「均等割」だけが課されている。申請できるか。	「均等割」が課税されていても、「所得割」が非課税であれば、申請できます。
17	その他	締切までに申請するのを忘れていた。追加受付できないか。	締切後の申請は受付いたしません。
18		対象世帯ではないが、失業等により世帯収入が激減した。申請できるか。	家計急変により収入が減少した世帯については、家計急変世帯への支援の対象になる可能性があります。
19		ホームページから申請書を印刷できない。	京都府内の学校（京都府認可校）にお通いの場合、学校から入手してください。京都府外の学校にお通いの場合、京都府から申請書を郵送することができますので、075-414-4516までご連絡ください。
20		審査状況について教えてほしい。	個人情報保護の観点から、申請者ご本人の電話によるお問い合わせにしか回答できません。ご承知おきください。